

# 大分市都市公園等使用届

年 月 日

大分市長 殿

申請人 郵便番号 〒 \_\_\_\_\_

住所・所在地 \_\_\_\_\_

団 体 名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

担当者・連絡先

都市公園等の使用について、下記の通り届出します。

1 公 園 名					
2 行 為 の 位 置 または公園施設			3 行 為 の 面 積		
4 行 為 の 内 容					
5 行 為 の 目 的					
6 行 為 の 期 間 お よ び 時 間	令和 年 月 日 時 分から		時 分まで		
	令和 年 月 日 時 分から		時 分まで		
7 復 旧 方 法	原 形 復 旧		8 利 用 予 定 人 数		
8 そ の 他	指定された場所時間を守り、他団体に迷惑をかけること。 他の公園利用者と譲り合い、迷惑をかけるようにすること。 出たゴミは全て持ち帰ること。また、公園の清掃(草、石拾い、トイレ等)をお願いします。 トイレトーパー類は申請者の責任において用意すること。 周囲に迷惑をかけるよう音量には注意すること。 田ノ浦ビーチの使用開始前および終了後、レストハウス内の管理人へ必ず連絡をすること。				
9 使 用 条 件	ア 都市公園法(昭和31年法律第79号)および都市公園法施行令(昭和51年政令第290号)ならびに大分市都市公園条例(昭和32年11月条例第46条)を守らなければならない。 イ 使用中施設を損壊又はき損したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。 ウ 使用中第三者に損害を及ぼしたときは、自己の責任において解決しなければならない。 エ 施設の改良その他公益上必要となったときは、使用できない場合がある。 オ 使用期間および時間は厳守しなければならない。 カ 使用した者は、きれいに後片付けをし、使用前の状態に復さなければならない。				
回 覧	課長	参事	参事補	公園管理担当班 ( 東 部 ・ 西 部 ) 施 設 維 持 担 当 班	担当